

役員選任規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、定款第25条の規定にもとづき、役員を選任の方法等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事及び監事の推薦

(理事の推薦方法)

第2条 理事の基礎数は35名とし、支部は、次の①及び②の算式により算出した定数の理事候補者を、支部総会において推薦するものとする。

① 支部の正会員数（注1）を理事1人あたりの正会員数（注2）で除して得た数（端数切捨て）

注(1) 正会員数は、理事改選前直近の12月末日の正会員数

(2) 理事1人当たり正会員数は、当協会の正会員数を35で除して得た数（端数切捨て）

② 全支部の①の算式による数の合計が35に達しないときは、それに達するまで、①の端数の多い支部から順に1人を加える。

2 支部より推薦された理事候補者は、支部長を含めたものでなければならない。

3 支部長は、社員総会が開催される15日前までに、理事候補者を文書をもって会長に届け出るものとする。

4 支部の円滑かつ公平な運営を維持するため、第1項の方法により、理事の推薦数を算出し、1支部の理事数が1名になった場合、定款第25条で定める理事数で1支部2名に補うものとする。

(理事候補者の推薦基準)

第3条 理事候補者は、次の各号に該当する者でなければならない。

① 代議員である者

- ② 正会員（法人にあっては代表者）として選挙の告示日まで継続して宅地建物取引業歴5年を経た者
- ③ 宅地建物取引士である者
- ④ 本会の運営に関して高い識見を有する者
- ⑤ 不動産キャリアパーソン資格修了試験を合格した者

（監事の推薦方法）

第4条 正会員の中から選出する監事候補者は、支部総会において推薦するものとする。

- 2 員外監事候補者は、本会の運営に関して高い識見を有する者の中から、理事会において推薦するものとする。
- 3 監事候補者を推薦した当該支部長は、社員総会が開催される15日までに、監事候補者を文書をもって会長に届け出るものとする。

（監事候補者の推薦基準）

第5条 監事候補者は、次の各号に該当する者でなければならない。ただし、員外監事についてはこの限りではない。

- ① 代議員でない者
- ② 正会員（法人にあっては代表者）として選挙の告示日まで継続して宅地建物取引業歴5年を経た者
- ③ 宅地建物取引士である者
- ④ 本会の運営に関して高い識見を有する者

第3章 会長の選定

（会長の選定方法）

第6条 会長の選定は、理事を選挙人として選挙により行うものとする。また、任期中に会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は、同様の手続きにより、新たな会長を選定することとする。但し、改選期の総会の年の4月1日以降は会長に事故ある時、又は欠けた時における新会長選定のための選挙を行うことはできない。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙に関する事務を執行、管理するため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員は、正会員の中から支部ごとに1名を選出する。

2 前項の場合において、委員の選出は投票日の30日前までに行わなければならない。

3 委員長1名及び副委員長2名は、委員の互選による。

(正副委員長の権限)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の義務及び権限)

第10条 委員会は、公明かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 選挙権、被選挙権その他選挙の執行について疑義を生じたときは、委員会がこれを判定する。

(委員に対する制約)

第11条 委員は理事又は監事候補者になることができない。

2 委員は、選挙告示後辞任することができない。

(委員会の任期)

第12条 委員の任期は、次の選挙管理委員会の委員が選出されるまでとする。

(選挙人名簿の作成)

第13条 会長の選挙に使用する選挙人名簿は、第2条第3項の支部長から提出された理事候補者名簿により、委員会が作成する。

(選挙の告示)

第14条 会長選挙は、役員改選期にあたる理事会にて行う。但し、任期中に会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は、会長を代行する副会長が招集する理事会において行う。

- 2 選挙に関する告示は理事会が開催される10日前までとし、理事候補者に知らせなければならない。
- 3 会長候補者は、告示のあった日から投票日の7日前までに所定の立候補届に署名捺印し、本人又は代理人が出頭して、委員会に届け出るものとする。
- 4 期日を過ぎて届け出たものは無効とする。

(立候補者の資格および届出)

第15条 会長の立候補者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- ① 第2条第1項の理事候補者
- ② 理事として2年以上在職していた者
- ③ 第2条第1項の理事候補者5人の推薦があった者

(候補の辞退)

第16条 会長候補者は、当該選挙の行われる前日の午後3時までに候補辞退届出書を委員会に提出して候補を辞退することができる。

- 2 前項の場合は、再び当該選挙の会長候補者となることができない。

(候補者名簿の作成および配布)

第17条 委員会は、会長候補者名簿を作成し、当該選挙の行われる3日前までに選挙人に送付しなければならない。

- 2 会長候補者名簿には、会長候補者の氏名、年齢、住所、業歴、所属支部名及び推薦者を記載しなければならない。
- 3 会長候補者の氏名記載の順序は、50音順により委員会が決める。

(氏名の掲示)

第18条 委員会は、選挙の当日、会長候補者の氏名及び所属支部名を掲示しなければならない。

- 2 前項の氏名掲示の順序は、前条第3項の規定により定めた順序によるものとする。

(選挙立会人)

第19条 委員会は、社員のなかから、選挙立会人若干名を指名しなければならない。

- 2 選挙立会人は、投票及び開票に立ち会う。

(投票の方法)

第20条 投票の方法は、1人1票とする単記無記名投票にて行うものとし、委任による投票は認めない。

- 2 投票用紙は、選挙資格の確認を受けてから、投票場において選挙人に交付する。
- 3 投票は、委員会の定める方法に従って行うものとする。

(投票の省略)

第21条 会長候補者の数が1名であるときは、投票は行わない。この場合、当該候補者を当選者とする。

(投票の効力)

第22条 次の投票は、無効とする。

- ① 委員会が定めた投票用紙を用いないもの
- ② 被選挙人が確認しがたいもの
- ③ 第20条の規定に違反したもの
- ④ 委員会が無効と判定したもの

(開票および当選者の決定)

第23条 開票の結果、得票数の多いものを当選者と決定する。ただし、得票数が有効投票の過半数に達しないときは、上位得票数者2名について再投票を行い、これを決定しなければならない。

- 2 得票数が同一であるときは、委員会が定める抽選方法により、その順位を決定する。
- 3 開票について疑義が生じたときは、立会人の意見を聴いて委員会が決定する。
- 4 当選者が当選就任の日から60日までの間に、退会もしくは正当な事由により、辞退または辞任したときは、次点者を繰上げ当選者とする。

(選挙終了後の処理)

第24条 委員会は、当選者および次点者の順位を決定し、当該選挙による会長の就任を確定させ、選挙後の処理を終了する。

- 2 委員長は、選挙の経過および結果を理事会に報告するものとする。
- 3 委員会は、選挙録を作成し選挙に関する経過および結果を記載して、委員長および立会人相互の選による代表者1名が各々これに署名捺印しなければならない。
- 4 選挙録は選挙に関するその他の書類とともに、3年間保存するものとする。

第4章 その他

(規約の改廃)

第25条 この規約の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。